

## 参照条文（財務関係）

---



# 参照条文（収入①）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

## 地方自治法

### （歳入の収入の方法）

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

### （証紙による収入の方法等）

第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

- 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。
- 3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。
- 4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

## 地方自治法施行令

### （歳入の調定及び納入の通知）

第二百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

### （口座振替の方法による歳入の納付）

第二百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。

# 参照条文（収入②）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>（証券をもつてする歳入の納付）</p> <p>第百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>一 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</p> <p>二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの</p> <p>2 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。</p> <p>（取立て及び納付の委託）</p> <p>第百五十七条 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受けることができる証券は、前条第一項に規定する証券とする。</p> <p>2 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受ける場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、会計管理者は、当該取立て及び納付の委託をしようとする者に、その費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。</p> <p>3 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受けた場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、確実と認める金融機関にその取立てを再委託することができる。</p>

# 参照条文（支出①）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（支出負担行為）</p> <p>第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p> <p>（支出の方法）</p> <p>第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。</p> <p>2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。</p> <p>第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。</p> <p>2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。</p>	<p>（支出命令）</p> <p>第六十条の二 地方自治法第二百三十二条の四第一項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令</li><li>二 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令<ul style="list-style-type: none"><li>イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費</li><li>ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費</li><li>ハ イ及びロに掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費</li></ul></li></ul> <p>（資金前渡）</p> <p>第六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 外国において支払をする経費</li><li>二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費</li><li>三 船舶に属する経費</li><li>四 給与その他の給付</li><li>五 地方債の元利償還金</li><li>六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金</li><li>七 報償金その他これに類する経費</li><li>八 社会保険料</li></ul>

# 参照条文（支出②）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
	<p>九 官公署に対して支払う経費</p> <p>十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費</p> <p>十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費</p> <p>十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費</p> <p>十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費</p> <p>十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費</p> <p>十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費</p> <p>十六 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。</p> <p>3 前二項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。</p> <p>（概算払）</p> <p>第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>一 旅費</p> <p>二 官公署に対して支払う経費</p> <p>三 補助金、負担金及び交付金</p> <p>四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬</p>

# 参照条文（支出③）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

## 地方自治法

## 地方自治法施行令

- 五 訴訟に要する経費
- 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

（前金払）

第百六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とする事となつた家屋又は物件の移転料
- 五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 七 運賃
- 八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

（繰替払）

第百六十四条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

- 一 地方税の報奨金 当該地方税の収入金
- 二 競輪、競馬等の開催地において支払う報償金、勝者、勝馬等の的中投票券の払戻金及び投票券の買戻金 当該競輪、競馬等の投票券の発売代金
- 三 証紙取扱手数料 当該証紙の売りさばき代金

# 参照条文（支出④）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
	<p>四 歳入の徴収又は収納の委託手数料 当該委託により徴収又は収納した収入金</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの 当該普通地方公共団体の規則で定める収入金</p> <p>（隔地払）</p> <p>第百六十五条 地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体において、隔地の債権者に支払をするため必要があるときは、会計管理者は、支払場所を指定し、指定金融機関又は指定代理金融機関に必要な資金を交付して送金の手続をさせることができる。この場合においては、その旨を債権者に通知しなければならない。</p> <p>2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の規定により資金の交付を受けた場合において、当該資金の交付の日から一年を経過した後は、債権者に対し支払をすることができない。この場合において、会計管理者は、債権者から支払の請求を受けたときは、その支払をしなければならない。</p> <p>（口座振替の方法による支出）</p> <p>第百六十五条の二 地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体において、指定金融機関、指定代理金融機関その他普通地方公共団体の長が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に通知して、口座振替の方法により支出をすることができる。</p>



# 参照条文（支出⑤）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

## 地方自治法

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

## 地方自治法施行令

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

第百六十五条の四 地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定による小切手の振出しは、各会計ごとに、受取人の氏名、支払金額、会計年度、番号その他必要な事項を記載してこれをしなければならない。ただし、受取人の氏名の記載は、普通地方公共団体の長が特に定める場合を除くほか、これを省略することができる。

2 会計管理者は、小切手を振り出したときは、これを指定金融機関又は指定代理金融機関に通知しなければならない。

3 職員に支給する給与（退職手当を除く。）に係る支出については、地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定により小切手を振り出すことができない。

4 第一項の規定は、地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定による公金振替書の交付についてこれを準用する。

5 指定金融機関を指定していない市町村の支出については、地方自治法第二百三十二条の六の規定は、これを適用しない。

（小切手の償還）

第百六十五条の五 会計管理者は、小切手の所持人から償還の請求を受けたときは、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その償還をしなければならない。

（支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付）

第百六十五条の六 毎会計年度の小切手振出済金額のうち、翌年度の五月三十一日までに支払を終わらない金額に相当する資金は、決算上の剰余金とせず、これを繰り越し整理しなければならない。

2 前項の規定により繰り越した資金のうち、小切手の振出日付から一年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものは、これを当該一年を経過した日の属する年度の歳入に組み入れなければならない。

3 第百六十五条第一項の規定により交付を受けた資金のうち、資金交付の日から一年を経過しまだ支払を終わらない金額に相当するものは、指定金融機関又は指定代理金融機関においてその送金を取り消し、これを当該取り消した日の属する年度の歳入に納付しなければならない。

# 参照条文（指定代理納付者）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（証紙による収入の方法等）</p> <p>第二百三十一条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p>	<p>（指定代理納付者による歳入の納付）</p> <p>第二百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</li><li>二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</li></ul> <p>2 地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号とする。</p>

# 参照条文（指定納付受託者①）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）※令和4年1月4日以降

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（指定納付受託者に対する納付の委託）</p> <p>第二百三十一条の二の二 普通地方公共団体の歳入（第二百五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。</li><li>二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。</li></ul> <p>（指定納付受託者）</p> <p>第二百三十一条の二の三 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。</li><li>3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。</li><li>4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。</li></ul>	<p>（指定納付受託者等の要件）</p> <p>第五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</li><li>二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</li></ul>

# 参照条文（指定納付受託者②）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）※令和4年1月4日以降

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（納付事務の委託）</p> <p>第二百三十一条の二の四 第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。</p> <p>（指定納付受託者の納付）</p> <p>第二百三十一条の二の五 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</p> <p>2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。</p> <p>（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）</p> <p>第二百三十一条の二の六 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。</p>	

# 参照条文（指定納付受託者③）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）※令和4年1月4日以降

地方自治法	地方自治法施行令
<p>3 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（指定納付受託者の指定の取消し）</p> <p>第二百三十一条の二の七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。</p> <p>二 第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</p> <p>四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</p>	

# 参照条文（指定納付受託者④）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）※令和4年1月4日以降

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）</p> <p>第二百三十一条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> <p>3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。</p> <p>9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。</p>	

# 参照条文（私人委託①）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（私人の公金取扱いの制限）</p> <p>第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。</p>	<p>（歳入の徴収又は収納の委託）</p> <p>第二百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 使用料</li><li>二 手数料</li><li>三 賃貸料</li><li>四 物品売払代金</li><li>五 寄附金</li><li>六 貸付金の元利償還金</li><li>七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金</li></ol> <p>2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。</p>

# 参照条文（私人委託②）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
	<p>第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。</p> <p>3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。</p> <p>4 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>5 監査委員は、第三項の検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。</p> <p>6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。</p> <p>（支出事務の委託）</p> <p>第六十五条の三 第六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 第一百五十八条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。<b>14</b></p>



# 参照条文（指定金融機関①）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（金融機関の指定）</p> <p>第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。</p> <p>2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。</p>	<p>（指定金融機関等）</p> <p>第二百三十五条 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。</p> <p>2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。</p> <p>5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。</p> <p>6 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かななければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。</p> <p>（指定金融機関の責務）</p> <p>第二百三十五条の二 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。</p> <p>2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。</p> <p>3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。</p>

# 参照条文（指定金融機関②）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

## 地方自治法

## 地方自治法施行令

（指定金融機関等における公金の取扱い）

第百六十八条の三 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の振り出した小切手又は会計管理者の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を会計管理者の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

（指定金融機関等の検査）

第百六十八条の四 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。

2 会計管理者は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 監査委員は、第一項の検査の結果について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

# 参照条文（指定金融機関③）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）・地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

地方自治法	地方自治法施行令
<p>（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）</p> <p>第二百三十五条の二 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。</p> <p>3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。</p>	<p>（指定金融機関等に対する現金の払込み）</p> <p>第百六十八条の五 指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p>